フルハーネス型墜落制止用器具特別教育講習会が開催され ました

2019年2月1日施工の労働安全衛生規則の改正により、墜落の危険性のある作業のうち、特に危険性の高い業務を行う労働者は、特別教育を受講することが義務付けられています。

開催日:令和7年10月22日(水)

会 場:石川県地場産業振興センター 第2研修室

主 催:一般社団法人 全国中小建設工事業団体連合会

共 催:一般社団法人 北陸建設業協会

一般社団法人 建設人材支援機構

受講者:17名

